入 札 説 明 書

令和８年 11 月 17 日に公告した岡山県税務システム専用機器（仕様指定）更新に係る機器借上げ及び保守に係る一般競争入札については、政府調達に関する協定（平成７年条約第 23 号）、会計法令、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第８号。以下「財務規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について疑義がある場合は、下記５(5)により説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　競争入札に付する事項

(1) 借入件名

岡山県税務システム専用機器（仕様指定）更新に係る機器借上げ及び保守

(2) 借入物件の特質等

岡山県税務システム専用機器（仕様指定）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

(4) 納入場所

岡山県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか，仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、１月当たりの単価（本件借入に係る物件を５年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守料総額の 60 分の１に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 令和８年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 28 年岡山県告示第 45 号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がＡであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 保守業務については、県内に事業所を有する等、障害発生時に早急に対応できる者であること。

(8) 借入物件について、第三者から県に貸し付けを行わせようとする者にあっては、当該第三者が 2(1)の要件に該当する者であること。

３　調達契約に関する事務を担当する課の名称

〒700-8570
岡山市北区内山下二丁目４番６号
岡山県総務部税務課　電算管理班
電話:(086)226-7242　FAX:(086)224-2714　メールアドレス:zeimu@pref.okayama.lg.jp

４　契約条項を示す場所

上記３の場所とする。

５　入札手続等

入札に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。

ア　「一般競争入札参加申込書」（様式第１号）

《以下はアの添付書類》

イ　入札機器の構成内訳書

ウ　入札機器の技術仕様書

エ　入札機器の性能が確認できる資料（カタログ等）

オ　納入する物品について、第三者をして貸し付けようとする者にあっては、「岡山県税務システム専用機器（仕様指定）の賃貸借について」（様式第２号）

(1) 一般競争入札参加申込書等の交付

ア　交付期間

令和８年 11 月 17 日（火）から同年 12 月 21 日（月）の午前９時から午後５時まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する休日をいう。）を除く。）

イ　交付方法

３の交付場所にて交付する。

また、岡山県総務部税務課のホームページ
(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/11/) からダウンロードすることもできる。

(2) 一般競争入札参加申込書及び必要書類の受付

ア　受付期間

令和８年 11 月 17 日（火）から同年 12 月 21 日（月）の午前９時から午後５時まで（休日を除く。）

イ　受付場所

３の場所とする。

ウ　提出方法

(ア)持参

アの期間中に３の場所に持参すること。

(イ)郵送等

書留郵便(親展扱いであるもの。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いであるもの。）により、アの期間中に３の場所に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加資格要件の審査

ア　事前審査

入札に参加できる者は、提出された書類の事前審査に合格した者に限る。

ただし、仕様上の審査が必要となる場合には、開札後、落札決定を保留し、審査を行う。

不適合と認められる者に対しては、令和８年 12 月 25 日（金）までに通知する。不適合の通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ　入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して７日以内に、３の宛先にＦＡＸする方法により、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面（任意様式）を提出することができる。

(4)仕様書の配布期間及び場所等

ア　配布期間

令和８年 11 月 17 日（火）から同年 12 月 21 日（月）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　配布場所

上記３の場所に同じ。

ウ　留意事項

仕様書の受領に当たって、事前に上記３へ電話連絡の上、来庁すること。また、受領者は会社名、所属、職名、氏名を明らかにするとともに、機密保持誓約書（様式第３号）を提出すること。

なお、入札参加資格がないとされた者は、仕様書（仕様書と共に配布する付属資料を含む。）を速やかに上記３の担当者へ返却すること。

(5) 入札説明書及び仕様書に対する質問の受付

ア　受付期間

令和８年 11 月 17 日（火）から同年 12 月 21 日（月）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　方法

「質問書・回答書」（様式第４号）を電子メール又は FAX により提出すること。

ウ　宛先

３の連絡先とする。件名は、「岡山県税務システム専用機器（仕様指定）更新に係る機器の借上げ及び保守（社名）」とし、提出した際には、確認の連絡を必ず行うこと。

エ　回答方法

令和８年 12 月 25 日（金）までに５(4)ウを満たす者に対して回答する。ただし、回答内容が質問者固有のものである場合、回答することが不適当と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

(6) 入札説明会

開催しない。

６　入札及び開札

入札に参加する者は、「入札書」（様式第５号）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

令和８年 12 月 28 日（月）午前 10 時 00 分

岡山市北区内山下二丁目４番６号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

ア　持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。代理人により入札を行う場合は、本人からの委任状（様式第６号）を持参し、入札前に提出すること。入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、本人について記入し、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

イ　郵送等

本人が作成し、封印した入札書で、書留郵便又は書留郵便に準じる信書便により、３の場所に(1)に定める日時の前日の午後５時までに到着したものに限り受け付ける。この場合において、封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書し、内側の封筒に１(1)の借入件名及び(1)に定める日時を記載すること。

(3) 入札書の記載方法

ア　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

イ　記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、一般競争入札参加申込の際に記載した本人について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

(4) 入札の無効

入札公告で示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第 140 条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) その他

ア　入札書及び委任状の宛名は、「岡山県知事　伊原木隆太」とする。

イ　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札金額の訂正は認めない。

ウ　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

エ　入札者が相連合し、又は、不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

オ　開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

7　落札者の決定方法

(1) 財務規則第 138 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者がない場合は、直ちにその場において再度入札を行う。再入札の結果、落札者がない場合には、その場で再々入札を行う。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札の開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

8　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として見積った契約金額の 100 分の５以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、財務規則第 131 条第２項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

ただし、岡山県財務規則第 133 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第 131 条第２項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、岡山県財務規則第 155 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9　契約書の作成

落札者決定後、岡山県と協議の上、別添「賃貸借契約書（案)」により契約を締結する。

納入する物品について、第三者をして貸し付けようとする者にあっては、別添「賃貸借契約書（三者契約　案)」により契約を締結する。

10　その他

(1) 本件の調達にあたり、落札者が定める約款等の定めによる手続きが必要な場合は、９の契約書の作成にあわせて所用の手続きを行う。

(2) 提出された書類等は、委託業者の選定に必要な範囲内において複写することがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書(様式第７号)を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。